

平成25年（行ウ）第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ、外383名

被告 国

準備書面（11）

（訴えの変更申立てにかかる請求の原因について）

2017年7月14日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

復代理人

弁護士 谷 次 郎

本準備書面は、2017年7月12日付「訴えの変更申立書」にかかる訴えの変更後の請求の原因をまとめるものである。本件訴えの変更は、請求の基礎に変更はなく、訴訟手続を遅滞させるものではないことは明らかである。

第1 はじめに

被告国の処分庁原子力規制委員会は、訴外九州電力株式会社（以下「九州電力」という）が佐賀県東松浦郡玄海町に設置する玄海原子力発電所のうち、3号機及び4号機（以下「本件各原発」ということがある）について、2017年（平成29年）1月18日に発電用原子炉の設置変更許可処分（以下「本件処分」という）をした。本件処分は、本件各原発がいわゆる新規制基準に適合するものとして、その運転を認めるものである。

しかるに、本件各原発は、基準地震動の評価値が過小評価になっており実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則（以下設置許可基準規則という）4条3項に適合しないこと、かつ、重大事故に際して原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置がとられていないことから設置許可基準規則37条2項に適合しないこと、さらに炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合放射性物質の拡散の抑制に関する設置許可基準規則55条に適合しないことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）43条の3の6第1項4号に基づく基準に適合していない。本件処分は、同法43条の3の8第2項が準用する同法43条の3の6第1項柱書に反してなされた違法なものである。

従って、原告らは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という）3条2項に基づき、本件処分の取消しを求める。

第2 当事者等

1 原告ら

原告らは、訴状の別紙原告目録にそれぞれ記載されている日本国内、または大韓国内の各住所地に居住し、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村に所在する玄海原子力発電所で放射性物質の放出が発生した場合、それぞれ放射性物質から生ずる放射線を被曝する危険性を有し、また放射性物質の放出による海洋汚染が発生した場合には、海産物等の汚染による放射線被曝等の危険にさらされる者らである。

2 被告国

(1) 被告国は、主務大臣をして、昭和59年10月12日に、九州電力に対して玄海原子力発電所にかかる原子炉設置変更許可(3、4号炉増設)をした。

(2) 被告国は、原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)第2条に基づき、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置した。

原子力規制委員会設置法1条によると、原子力規制委員会は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、原子力利用に係る規制を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する機関であるとされている。

(3) 前記の通り、被告国の処分庁原子力規制委員会は、本件各原発にについて、2017年(平成29年)1月18日に発電用原子炉の設置変更許可処分(本件処分)をした。

3 訴外九州電力株式会社

訴外九州電力株式会社は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県を供給地域として電気事業等を営むことを目的とした株式会社であり、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村に所在する玄海原子力発電所に3号機及び4号機の各発電用原子炉(いずれも加圧水型軽水炉(PWR)である)を設置している。

第3 原子力発電所の概要と発電用原子炉に関する規制

訴状第3、1から第3、5(4)まで(5頁から13頁)を引用し、訴状第3、5(5)を以下のように改める。

(5) 小括

以上より、発電用原子炉においては、原子炉等規制法に基づき、重大事故対策を含めた設置許可基準規則及び技術基準規則への適合が求められる。また、設置許可基準規則に違反するときは設置変更許可処分をすることは許されない。

第4 処分取消訴訟の訴訟要件、主張立証責任の考え方について

1 処分取消訴訟の訴訟要件

本件訴訟は、行訴法3条2項に定める処分取消訴訟である。

処分取消訴訟の訴訟要件は、①原告適格(行訴法9条)、②訴えの利益、③処分性(行訴法3条2項)、④出訴期間の遵守(行訴法14条)である。

2 原告適格

原告ら準備書面（1）2（4頁から5頁）、原告ら準備書面（2）第1（2頁から7頁）、原告ら準備書面（3）、原告ら準備書面（5）を引用する。

3 訴えの利益

処分取消訴訟における（狭義の）訴えの利益とは、裁判所が原告らの請求について判断するだけの具体的必要性を指す。

前記の通り、原告らは、訴状の別紙原告目録にそれぞれ記載されている日本国内、または大韓民国内の各住所地に居住し、本件各原発で放射性物質の放出が発生した場合、それぞれ放射性物質から生ずる放射線を被曝する危険性を有し、また放射性物質の放出による海洋汚染が発生した場合には、海産物等の汚染による放射線被曝等の危険にさらされる者らであるが、本件処分により本件各原発が運転することにより、原告らは事故の危険にさらされることになるのだから、訴えの利益は当然に認められる。

4 処分性

処分取消訴訟における「処分」とは、公権力の行使に当たる国または公共団体の行為のうち、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

本件処分は、発電用原子炉の設置者に対し、原子炉の運転を許可するというものであり、処分性は当然に認められる。

5 出訴期間の遵守

処分訴訟は、処分があったことを知った日から6か月を経過したときは原則として提起することができないところ、原告らは、本件処分（2017年1月18日）から6か月以内である2017年7月12日に本件訴えの変更をしており、出訴期間は遵守している。

6 主張立証責任の考え方について

訴状第4、2から3（15頁から16頁）を引用する。

第5 本件各原発が設置許可基準規則4条3項に適合しないこと

原告ら準備書面(4)、原告ら準備書面(6)、原告ら準備書面(8)、原告ら準備書面(9)第2(6頁から10頁)の記載を引用する。

第6 本件各原発が設置許可基準規則37条2項、55条に適合しないこと

訴状第6(23頁から41頁)、原告ら準備書面(7)、原告ら準備書面(9)第1(3頁から6頁)、原告ら準備書面(10)を引用する。

第7 結論

以上の通り、本件各原発は、設置基準規則4条3項、37条2項、55条に適合していないので、本件処分は速やかに取り消されるべきである。

よって、原告らは本件処分の取消しを求める。

以上